

件名	松前町手数料条例の一部を改正する条例
主管課	町民課
関係課	まちづくり課
改正対象	松前町手数料条例（平成12年松前町条例第3号）
根拠法令等	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）
改正理由	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。）が令和元年5月31日に公布され、同法附則第1条第6号に規定する公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和2年5月25日）から施行されるもののうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正されたことにより、個人番号通知カードの廃止及び同通知カードに係る手続等が廃止されたため、通知カード再交付に係る手数料が規定されている松前町手数料条例の一部を改正する。
改正の主な内容	第2条、第5条第2項及び第3項
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル手続法の通知カード廃止等に係る規定（同法附則第1条第6号の規定）の施行日（以下「施行日」という。）は、令和2年5月25日。 ・施行日以後、マイナンバーの通知は個人番号通知書により行う。通知カードの交付及び再交付は行わない。また、氏名住所等に変更が生じた場合の記載事項変更も行わない。 ・経過措置として、施行日以後も通知カードを紛失した場合は、引き続き市町村へその旨を届け出る必要がある。施行日前に通知カードの交付を受けた者については、当該カードに記載された内容が住民票に記載された内容と一致する場合に限り、マイナンバーを証明する書類として使用することができる。 ・第2条第32号は町民課の所管外であるが併せて改正する。 	